

住宅用火災警報器の取付けをお手伝いします！

消防職員が取付け・交換を支援します。

主催	加古川市消防本部予防課
日時	令和3年11月9日（火）から
内容	<p>【概要】 住宅用火災警報器の取付け又は交換が困難な高齢者や身体障がい者の世帯に対して、消防職員が直接お宅を訪問し、取付けや交換のお手伝いをします。</p> <p>【準備して頂くもの】 住宅用火災警報器、ネジ等</p> <p>【取付支援までの流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書を窓口へ提出又は電話で申し込み（代理申請も可） ② 消防が支援対象であるかを確認 ③ 日程調整のうえ、消防職員がお宅へ伺い取付け <p>（ <input type="checkbox"/> 初めて ・ 恒例 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 回目 ）</p>
対象	65歳以上の方または身体障害者手帳の交付を受けている方で構成され、住宅用火災警報器を取付けることが困難な世帯 ※上記以外の世帯で、取付支援が必要な方はご相談ください。
定員	なし
費用	無料
申込先・方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 窓口での申し込み 消防本部予防課（加古川市役所消防庁舎5階） ② 電話による申し込み 消防本部予防課 079-427-6532 ※受付時間は8時30分から17時15分まで（土日祝を除く）
目的・背景 その他	住宅用火災警報器の取付け又は交換が困難な高齢者等の世帯に対して、取付支援を行うことで住宅用火災警報器の設置促進及び住宅防火対策の強化を図ることを目的としています。
市ホームページ	掲載予定（令和3年11月1日）
広報かがわ	11月号に掲載予定



問合せ

加古川市消防本部 予防課 予防係（担当：見當^{みあたり}）

☎079-427-6532（内線*1510）

消防職員が

住宅用火災警言報器の

取付けを支援します



～消防職員が住宅用火災警報器の取付けを支援します～

1 支援内容

消防職員がご自宅の住宅用火災警報器を取付け（取替え）ます。（土日祝を除く）

注意

住宅用火災警報器、ネジ等をご自身でご準備ください！

家電量販店、ホームセンター又は「まちの電気屋さん」で購入可能です。

2 対象世帯

65歳以上の方または身体障害者手帳の交付を受けている方で構成され、住宅用火災警報器を取付けることが困難な世帯

*上記以外の世帯で、取付支援が必要な方はご相談ください。

3 申し込み (代理の方の申し込みも可能)

①窓口での申し込み

加古川市加古川町北在家 2000
加古川市役所 消防庁舎5階予防課

②電話による申し込み

加古川市消防本部予防課
(079) 427-6532

受付時間

8時30分から17時15分まで（土日祝日は除く。）

4 取付け費用

費用は不要です。

悪質な訪問設置にはご注意ください！

住宅用火災警報器を
設置しよう！



5 住宅用火災警報器とは？

火災の発生をいち早く知らせしてくれるものです。加古川市消防本部管内では、条例により**すべての住宅の寝室（寝室が2階の場合は階段部分にも必要）に設置が義務付けられています。**

また、すでに設置されている場合は定期的に点検ボタンを押したり、警報器の周りについたホコリを掃除する等メンテナンスが必要です。電池の寿命を見越して、**設置から10年が取替えの目安**です。

*点検例



問合先 **加古川市消防本部予防課 (079) 427-6532**

ご不明な点があればお気軽にご相談ください。

*表面は加古川西高等学校書道部のデザインによるものです。